

新しい行財政改革 推進計画

平成11年2月

帯 広 市

1 推進計画の基本的事項

(1) 推進計画の策定

本市は、行財政改革の推進にあたり、平成10年8月に「新しい行財政改革の推進に係る基本方針」を定めたところである。

この基本方針では、行財政改革に係る基本認識として「自治体を取り巻くさまざまな社会経済環境の変化や厳しい財政状況、さらには市民の価値観にも変化がみられることなどから、本市における行財政改革は、これらの変化に対応するためには自治体自らが市民感覚を重視して、あらゆる面での体質の改善、強化を図る必要があるものと認識し、新たな行財政改革を実施する。」とし、また、行財政改革の目的を、「変革の時代に対応するために簡素で効率的な自治体への再構築を図るとともに、市民の信頼を得ることができる透明性の高い自治体運営の確立を目指す。」としている。

行財政改革推進計画の策定にあたっては、基本方針に示された行財政改革の基本認識や目的を踏まえるとともに、取り組みの基本方向として掲げている「徹底した行政のスリム化」、「市民のための市政・市民参加の市政」、「自律性・主体性の確立」の各項目の具体化にあたっては、議会からの指摘や提言、市民委員会からの提言などをもとに、国が示している行政改革推進のための指針などに留意して推進計画の策定を行った。

(2) 推進計画の期間

推進計画の期間は、平成12年度から平成16年度までの5年間とする。

推進計画における各推進事項の取組内容は、平成11年9月に実施計画で具体化することとし、また、今後追加して取り組むべき事項が生じたときには、随時、この推進計画に加えるものとする。

(3) 推進計画の進行管理

推進計画及び実施計画の内容については議会、市民委員会へ報告するとともに、広報紙等を通じて市民へ公表する。また計画の進捗状況についても同様の取扱いとする。

2 行財政改革推進事項

(1) 『徹底した行政のスリム化』

基本方針

地方自治の指針である「最少の経費で最大の効果を挙げる。」及び「常にその組織及び運営の合理化に努める。」を原則に、行政の責任において行うべきもの、民間が行ったほうが良いものなど、その役割分担を明かにするとともに、組織の簡素化、財政の健全化など行政のスリム化に取り組む。

「事務事業等の見直し」

今後とも厳しい財政状況が予測されるなか、限られた財源と人材を有効に活用するためには、改めて「市民は行政に何を求めているのか」あるいは「行政の果たすべき役割は何か」などの観点に立ち、行政が行うべき事務事業の範囲などを継続して見直す必要がある。

このために、個々の事務事業の目的や効果並びに効率性を勘案し、社会情勢の変化にともない、必要性や緊急性が低くなった事業については廃止するなど、思い切った見直しを進めるものとする。

【主な推進項目】

推進項目	項目の内容
事務事業の見直し	事務事業見直しのためのシステムの確立、及び個別の事務事業についても引き続き見直し
庁外団体への関与のあり方の検討	事務的関与のあり方等の見直し

「民間委託等による事務事業の見直し」

簡素で効率的な自治体運営のためには、民間委託などによる継続した業務の見直しが必要である。

民間委託などを行う場合には、関連する法律等に適合することはもとより、業務の適切な管理のもとに行政責任を確保し、市民サービスを低下させないことや、安定して市民サービスの提供が行えることなどを十分に留意して推進する必要がある。

【主な推進項目】

推進項目	項目の内容
受付・電話交換業務	本庁受付・電話交換業務の見直し
庁内の印刷業務	庁内印刷業務の見直し
ホールの業務等	各施設ホールの業務等の見直し
公用車の運転管理業務	運転管理業務の見直し
用務員の業務	各施設用務員業務の見直し
施設の給食業務	各施設給食業務の見直し
清掃事業	清掃事業の見直し
市立保育所の管理運営業務	管理運営業務の見直し
東明寮の管理運営業務	管理運営業務の見直し
平原学園の管理運営業務	管理運営業務の見直し
道路の維持管理業務	維持管理業務の見直し
下水道事業の効率的経営	効率的経営への見直し
動物園の管理運営業務	管理運営業務の見直し
水道事業の効率的経営	効率的経営への見直し
市立小中学校の学校事務補業務	業務の見直し
市立小中学校の助手業務	業務の見直し
学校給食共同調理場業務	共同調理場業務の見直し

「職員の給与制度及び勤務条件等の見直し」

職員の給与その他の勤務条件については、社会経済環境の変化に適合するとともに市民の理解を得られるものでなければならない。

このため、給与制度並びに勤務条件全般について見直しを図るとともに、給与の実態等について市民の理解を得るために、公表の適正化を図るものとする。

【主な推進項目】

推進項目	項目の内容
職員の給与制度及び勤務条件	職員の給与制度及び勤務条件の見直し
職員給与等の実態の公表	効果的な公表のあり方の検討

「職員定数の適正化、組織機構等の見直し」

厳しい財政環境や目まぐるしい社会経済環境の変化、さらには行政と民間の協働の時代の到来などに対応するためには、時代の変化に即応できる組織の確立とともに、職員の定数の適正化が不可欠である。

職員定数の適正化にあたっては、事務事業の見直しによる民間委託等の推進や事務のOA化を図りながら推進する。

また組織機構の見直しにあたっては簡素で機動的、かつ弾力的な再編をめざす必要がある。

【主な推進項目】

推進項目	項目の内容
定員適正化計画の策定	平成12年度を初年度とする、新たな定員適正化計画の策定
組織機構の見直し	簡素で市民に分かりやすい機構などへの見直し
中間管理職の配置等の見直し	役割、配置などについて見直し
職員の配置体制の検討	業務の繁閑に対応できる配置体制などの見直し
嘱託職員、臨時職員の配置の見直し	配置の見直し

「外郭団体等の見直し」

公社などの外郭団体については、その果たすべき役割や設立の目的を再確認し、業務内容や経営の実績などについて市民の理解を得る必要がある。

そのためには、経営の評価や情報公開、役員派遣のあり方等について見直しを行う必要がある。

【主な推進項目】

推進項目	項目の内容
外郭団体等の見直し	出資等及び役員派遣のあり方 経営内容等の評価手法、情報公開、 利用料金制度の導入等の検討

「財政の健全化への取り組み」

長期的な経済の低迷により、国・地方を通じて厳しい財政環境にあり、本市においても市税収入の鈍化及び市債残高の増加傾向などから、今後の財政指標に与える影響についても精査・分析を行い、多様化する市民サービスに応えるため、継続して財政の健全化に努める必要がある。

【主な推進項目】

推進項目	項目の内容
財政構造の適正化	経常収支比率及び地方債許可制限比率の抑制など
補助金等の適正化	補助金等の検討見直し
自主財源の確保	収納率向上対策の実施及び受益者負担の適正化など
資金運用の効率化	基金等の効率運用の推進など

(2) 『市民のための市政・市民参加の市政』

基本方針

行政が保有している情報は積極的に公開するとともに、事務事業評価制度の導入を検討するなど、「市民感覚を重視」した市民のための市政、市民参加の市政を進める。

「市民のための市政の推進」

市民が必要とする行政サービスを提供するためには、行政サービスのあり方について「市民感覚を重視」して、市民の目線で見直しを行う必要がある。

そのためには、これまでの行政サービスが「どのような利便性や効果をもたらしたか」を検証するとともに、「分かりやすい行政サービスの提供」に努める必要がある。

【主な推進項目】

推進項目	項目の内容
事務事業の評価制度の検討	政策や事務事業の効果や効率の評価手法の検討及び公表など
総合行政窓口の検討	窓口業務の見直しによる市民サービスの向上
公共施設の管理運営の見直し	施設等の利用時間の延長等についての見直し
諸手続き等の見直し	各種申請等の手続の見直し

「市民参加の市政の推進」

市民参加の「まちづくり」を進めるためには、行政のさまざまな分野への協働の場の提供が必要である。

そのためには、ボランティア団体や、NPO、各市民団体などと連携を含め、市民と行政の協働の関係を築くための仕組みづくりが必要である。

【主な推進項目】

推進項目	項目の内容
市民参加の仕組みづくり	事業等の計画・執行等の各段階における市民参加の仕組みづくり
ボランティアやNPO等への支援策の検討	市民活動等の促進を図るための支援策の検討
公共建築物等設計への意見反映策の検討	公共建築物等への市民意見の反映

「市民との情報の共有、広聴機能の充実」

市民参加の行政の推進のためには、市民と行政が情報を共有することが必要であるとともに、行政には市民への説明責任がある。

また、審議会や各種委員会など、まちづくりに関するなどさまざまな意見を市政に反映する機会を設けるとともに、併せてその結果を市民に公表する必要がある。

【主な推進項目】

推進項目	項目の内容
情報の提供・公開の検討	行財政情報等の積極的な提供・公開
情報共有システムの検討	市民との双方向情報共有システムの構築
市民の声の施策への反映システムの検討	市民の声の内容・回答の公表や施策への反映システムの検討
審議会等のあり方の見直し	審議会等の会議及び議事録の公開や一部公募制の導入及び女性委員の拡大等の検討

(3) 『自律性・主体性の確立』

基本方針

自治体としての「自律性、主体性を確立」し、時代の変化に対応するためには、行政能力の向上が不可欠である。そのためには、例えば、人材の育成強化や日常の業務運営のプロセスの改善、内部規定の見直しなどに取り組む。

「人材育成、組織の活性化等」

地方分権の進展により、自治体の自律性や独自性が問われるとともに、自治体間の競争の時代を迎える。

このため職員の法務能力や政策形成能力の向上が必要となり、計画的な人材の育成や職員個々の能力を引き出すための人事の評価制度の導入などを進めるとともに、職員の潜在能力を引き出すための研修の充実が必要である。

また、公務能率の向上や規制緩和等を図るため、日常業務運営プロセスの改善や内部諸規定などの見直しを進める必要がある。

【主な推進項目】

推進項目	項目の内容
人材育成策の検討	職員の能力開発を効果的に進めるための方策の検討 人材の育成を考えた人事ローテーションの確立
人事評価制度導入の検討	職員の意欲向上を図るための人事評価制度の導入
多様な人材の確保	中途採用の活用などによる多様な人材の確保
職場・職員の活性化策の検討	職場の活性化や職員の意識改革策の検討
職員提案の活用策の検討	職員提案の施策への反映の検討及び職員提案の活性化
職員研修計画の見直し	幹部職員等への研修内容の見直し 民間企業との人事交流及び研修の検討実施
権限の委譲の検討	組織内部における権限委譲による職員の意欲の向上及び意思決定の迅速化

日常業務運営プロセスの改善	事務事業の計画的な執行及び正確で迅速な事務処理のための見直し
規則・規程等の見直し	地方分権、規制緩和の進展による規則・規程など見直し

「公正性・透明性の確保」

豊かで創造的な地域社会を確立するためには、市民と行政の協力が必要であり、また、市民と行政の信頼関係が不可欠である。

そのためには公正で、透明性の高い行政運営を確保する必要がある。

【主な推進項目】

推進項目	項目の内容
公文書公開条例の見直し	より一層の情報公開に向けた見直し
契約制度の見直し	公正で透明性の高い入札制度の推進

「広域行政の推進」

市民の日常生活や経済活動が、行政区域を越えて広範囲に及んできており、行政サービス提供の受け手も広域化してきている。

また行政も、事務事業の効率的な処理のためには、事務の共同処理などを通じた広域行政の可能性を継続して検討する必要がある。

【主な推進項目】

推進項目	項目の内容
広域行政推進策の検討	広域行政推進策の検討